

大和市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

大和市長 大 木 哲

#### 大和市規則第35号

大和市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則

大和市国民健康保険税条例施行規則（昭和46年大和市規則第45号）の一部を次のように改正する。

第4条中「（第1号様式）」を削る。

第6条第1項中「（第1号様式）」を削り、同条第2項中「（第2号様式）」を削る。

第8条の見出しを「（委任）」に改め、同条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

（様式）

第8条 この規則で使用する様式は別表のとおりとし、その内容は別に定める。

附則第4項中「（平成23年政令第127号）」を削り、「平成24年4月1日から平成25年3月31日まで」を「平成25年4月1日から平成26年3月31日まで」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

## 別表（第8条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	特例対象被保険者等該当申告書	第4条
第2号様式	国民健康保険税減免申請書	第6条
第3号様式	国民健康保険税減免決定通知書	第6条

第1号様式から第3号様式までを削る。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。